

議案第62号

桑名市市税条例の一部改正について

桑名市市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年6月6日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市市税条例の一部を改正する条例

桑名市市税条例（平成16年桑名市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項第2号中「及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第1項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」を「から第4号までに掲げる寄附金」に改める。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第4条の2を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第34条の7第1項第2号の改正規定、附則第4条の2を削る改正規定及び次条の規定は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条ただし書に掲げる規定による改正後の桑名市市税条例第34条の7第1項第2号の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

参 考

(改正のあらまし)

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 前	改 正 後
(第34条の7) (寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次の各号に掲げる寄附金を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) (略) (2) <u>所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第1項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）のうち、次のいずれかに該当するもの</u> ア 県内に主たる事務所を有する法人又は団体において収納されたもの イ 県外に主たる事務所を有する法人で、県内に学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項に規定する認可を受けた学校、同法第130条に規定する認可を受けた専修学校及び同法第134条第2項において準用する同法第4条第1項に規定する認可を受けた各種学校を設置する法人において収納されたもの ウ 県外に主たる事務所を有する法人で、県内で社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業を行う法人において収納されたもの エ 公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条第1項の規定により三重県知事その他執行機関の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出したもの オ アからエまでに掲げるもののほか、三重	<u>から第4号</u> <u>までに掲げる寄附金</u>

県県税条例（昭和25年三重県条例第37号）
第25条の2第3号ホの規定により三重県知
事が指定したもの

2 （略）

（第56条）

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けよう
とする者がすべき申告）

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若
しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定
資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置
する医療関係者の養成所において直接教育の用
に供するものに限る。）について同項本文の規
定の適用を受けようとする者は、土地について
は第1号及び第2号に、家屋については第3号
及び第4号に、償却資産については第5号及び
第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該
土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私
立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項
の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、
宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置
するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31
条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1
項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは
公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法
人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法
人をいう。以下この条において同じ。）に該当
するものに限る。）若しくは一般財団法人（非
営利型法人に該当するものに限る。）、社会福
祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健
康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しく
は国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済
組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、
歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法
士若しくは作業療法士の養成所を設置するも
の、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書
館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益
財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26
年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置す
るもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人
で学術の研究を目的とするもの（以下この条に
おいて「学校法人等」という。）の所有に属しな
いものである場合においては当該土地、家屋又
は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させ
ていることを証明する書面を添付して、市長に
提出しなければならない。

(1)～(6) （略）

第152条第5

項

(附則第4条の2)

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

削る

議案第63号

桑名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
桑名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定めるものとする。
令和6年6月6日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
桑名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年桑名市条例第75号）
の一部を次のように改正する。

第29条、第31条、第44条及び第47条中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令により職員配置基準が改正されるため、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 前	改 正 後
(第29条) (職員) 第29条 (略) 2 保育士のは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) (第31条) (職員) 第31条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) (第44条) (職員) 第44条 (略) 2 保育士のは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回することはできない。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おお	<u>15人</u> <u>25人</u> <u>15人</u> <u>25人</u>

むね<u>20人</u>につき 1 人（法第 6 条の 3 第12項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき 1 人 3 (略) (第47条) (職員) 第 4 7 条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合计数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき 1 人（法第 6 条の 3 第12項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき 1 人 3 (略)	<u>15人</u> <u>25人</u> <u>15人</u> <u>25人</u>
---	---